

習志野市児童虐待防止のための通告及び安全確認等への対応指針の概要

●指針策定の背景

全国的に児童虐待の相談件数は増加の一途をたどり、未だ痛ましい事象も後を絶ちません。この児童虐待による痛ましい事象が発生する度に問題視されるのは「安全確認が適切に行われていたかどうか。」という点です。

このような状況を踏まえ、本市におきましては、安全の確認が困難な子どもに対し、見守りや安全確認の方法等に関する事項を定める「習志野市児童虐待防止のための通告及び安全確認等への対応指針」を策定いたしました。

●指針の特徴

1. 児童虐待防止に向け、職員が業務等の情報により早期発見に取り組むこと

児童虐待を防止するためには、地域全体で取り組む必要があります。そこで、業務等において市民と接する場面の多い職員一人ひとりがそのことを理解し、児童虐待の兆候をいち早く捉え、早期発見に取り組みます。

2. 児童虐待への通告に対し、適切な対応を図ること

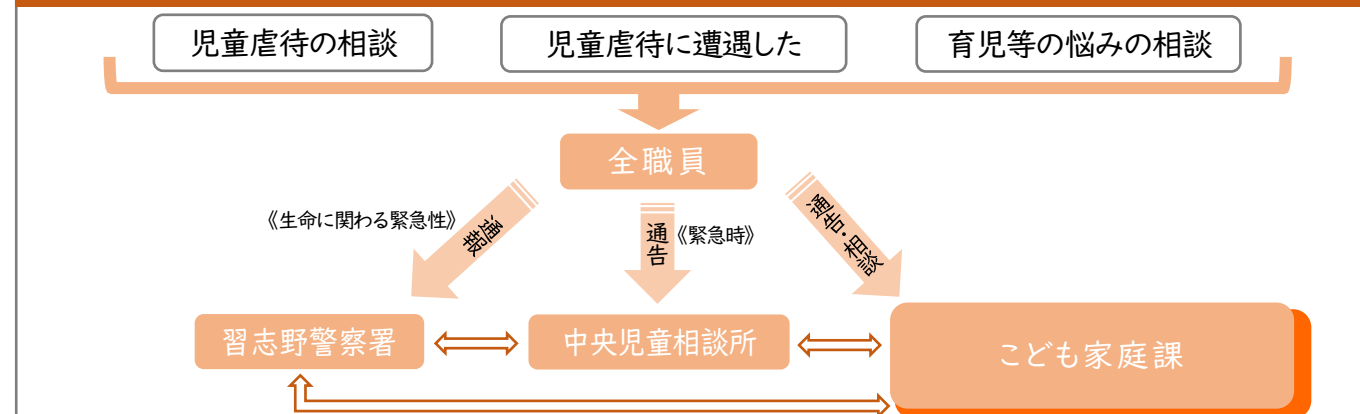
児童虐待に対する通告を受けた子ども家庭課は、初期調査や目視による安全確認を組織として実施し、適切な対応に取り組みます。

3. 安全の確認が困難な子どもに対し、見守りや安全確認を図ること

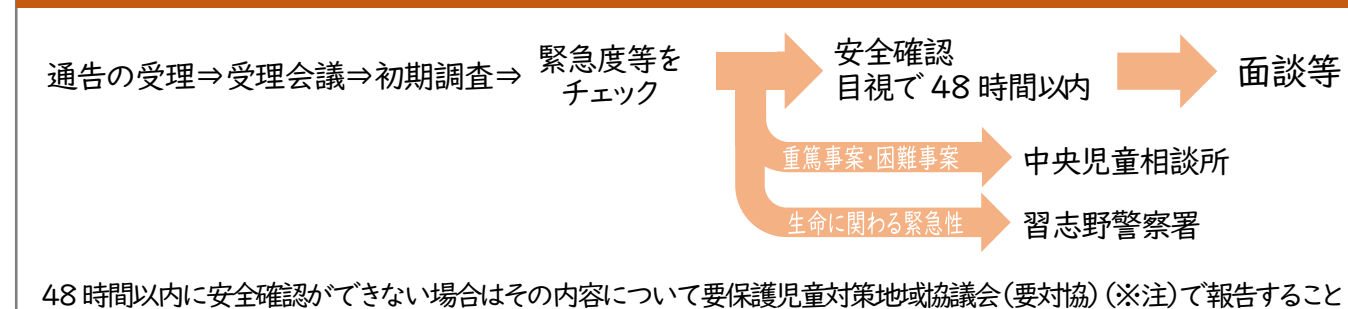
乳幼児健康診査未受診であったり、長期欠席であったりする子どもに対し、安全確認等の対応を統括する部署を設定し、見守りや安全確認の方法を定め、児童虐待の未然防止及び早期発見に取り組みます。

指針の具体的な内容

1. 児童虐待防止に向け、職員が業務等の情報により早期発見に取り組むこと



2. 児童虐待への通告に対し、適切な対応を図ること

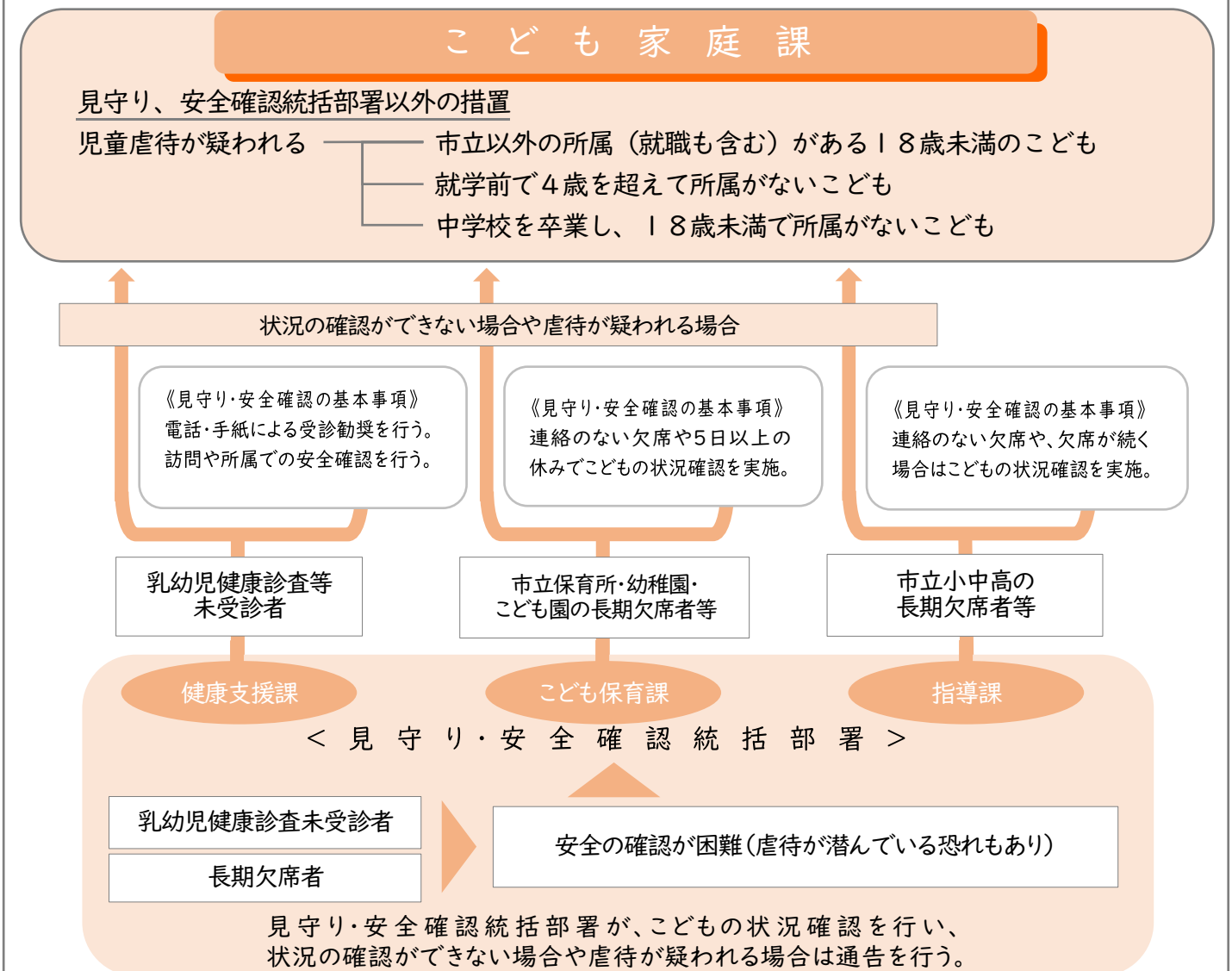


(※注)本市では、ならしの子どもを守る地域ネットワークと称して児童虐待を受けたと思われる子どもや保護者等に関する情報を共有し、役割分担を行い、児童虐待の防止及び切れ目のない支援を行っています。

3. 安全の確認が困難な子どもに対し、見守りや安全確認を図ること

●安全確認が困難な子どもに対し、見守りや安全確認を図ること

法律上の「児童虐待が疑われる通告に対し、安全の確認を行うための措置を講じる」以外の独自の安全確認として、見守り・安全確認の方法を定め、児童虐待の未然防止及び早期発見に取り組みます。



※見守り・安全統括部署と子ども家庭課は、時期を設定し、現状や今後の措置等について協議を行うこと。

●要保護児童対策地域協議会に登録されている子どもへの対応

